

第 1 章 公共施設等総合管理計画について

第1章 公共施設等総合管理計画について

第1節 公共施設等総合管理計画の意義

わたしたちの身の回りにある学校や道路といった公共施設等は、高度経済成長をきっかけとして昭和30年代から昭和50年代前半にかけて集中的に整備されてきました。その結果、今後いっせいに大規模な修繕や建替えを実施しなければならない時期を迎えます。しかし、地方公共団体においては、歳入の伸び悩みや社会保障費の増大等により財源の不足が深刻化しており、限られた財源の中で公共施設等の維持管理や更新を適切に進めることが大きな課題となっています。

また、人口の将来見通しに関しては、65歳以上の高齢者人口と、15～64歳の生産年齢人口の比率を見てみると、昭和25（1950）年は、高齢者1人に対して、生産年齢人口の者が12.1人であったのに対して、平成27（2015）年には、2.3人になっています。今後、高齢化率は上昇を続け、生産年齢人口の割合は低下し、平成72（2060）年には、1.3人という比率になります。（平成28年版 高齢社会白書 第1章 高齢化の状況 第1節 高齢化の状況より抜粋）

こうしたことから、公共施設等のサービス内容や将来的に必要な数量等についても、年代別人口の将来見通しに合わせた抜本的な見直しが必要となっています。

国においては、平成25年11月29日、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理、更新等の方向性を示す基本計画として「インフラ長寿命化基本計画」を策定しています。そのうえで平成26年4月22日には全国の地方公共団体に対して、「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえた地方公共団体の行動計画である「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。

公共施設等総合管理計画は、公共施設等に関する現況と将来の見通しを踏まえ、中長期的な視点に基づいた老朽化対策の実施と維持更新に係る財政負担の平準化とともに、公共施設等の最適化を実現するための基本方針を盛り込んだ計画です。

第2節 公共施設等総合管理計画の策定に向けた取組

公共施設等総合管理計画の策定過程において、市が保有する公共施設等の現状及び将来見通しを分析するため、平成27年度に、公共施設等白書を作成し公表しています。公共施設等総合管理計画は、公共施設等白書の作成に用いたデータを基に検討を行いながら、可能な限り、データの補正や更新を行っています。

第3節 公共施設等総合管理計画の位置付け

東大和市公共施設等総合管理計画は、東大和市総合計画（基本構想・基本計画）を上位計画とするとともに、まちづくりに関係する総合的な視点を踏まえる必要から、東大和市都市マスタープランとの整合を図って策定しています。

公共施設等に関する行動計画（アクションプラン）や個別施設計画については、公共施設等総合管理計画に即して今後の策定や更新を行う予定です。

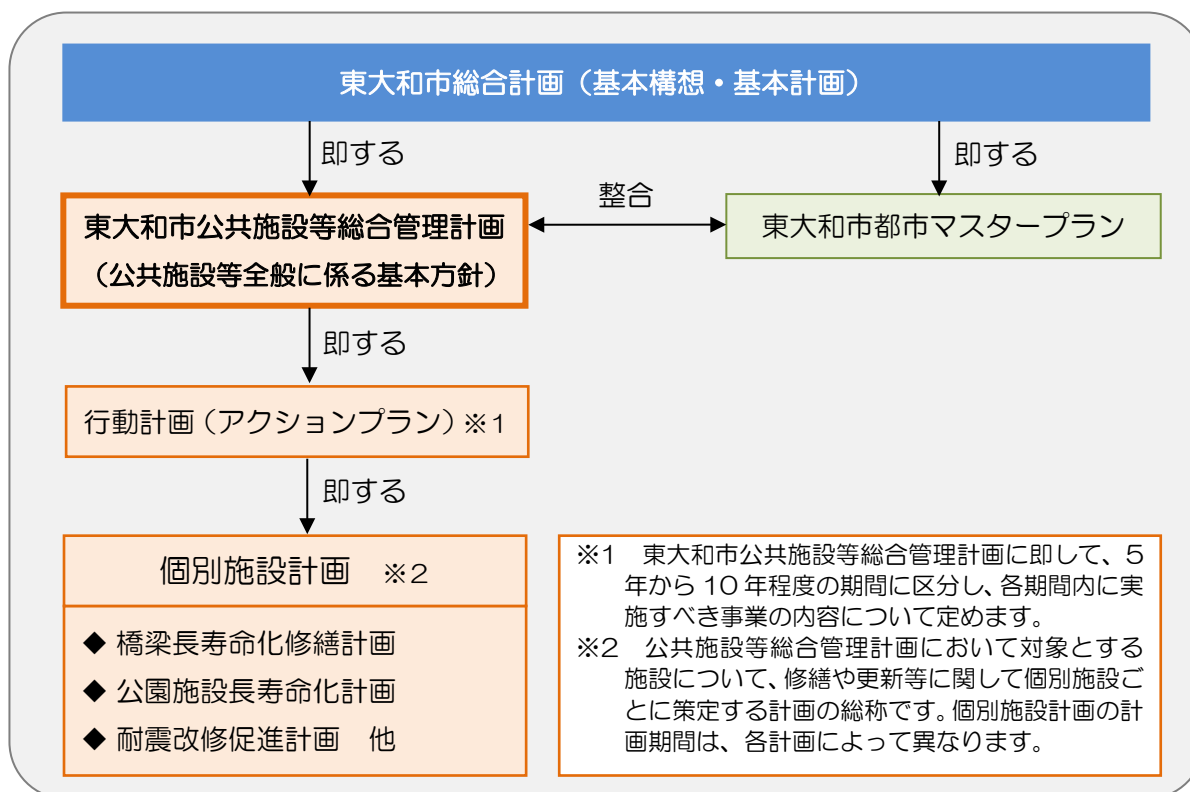


図 1-1 東大和市における公共施設等総合管理計画の体系的な位置付け

第4節 計画期間

長期にわたる人口減少等の社会情勢の見通しを踏まえ、総合的かつ計画的な管理を推進する観点から、計画期間は、平成29（2017）年度から平成68（2056）年度までの40年間とします。

また、公共施設等の総量や将来の見通しの分析の前提条件に大きな変更が生じた際には必要に応じて内容の全部又は一部の見直しを行います。

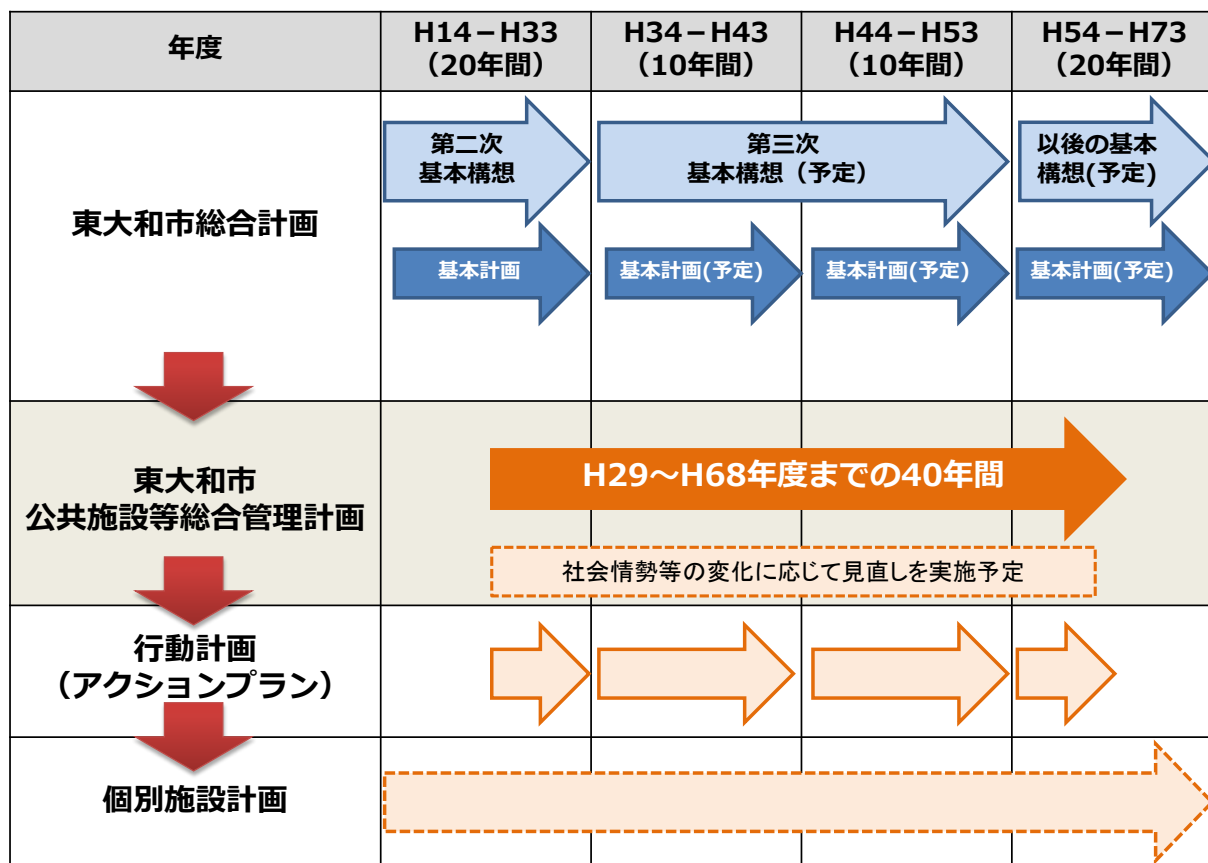


図 1-2 東大和市における公共施設等総合管理計画等の計画期間

第5節 公共施設等総合管理計画の対象となる公共施設等

本計画の対象範囲は、図1－3のとおりです。また、対象とする公共施設等は、次の第1項から第4項に示すとおりです。

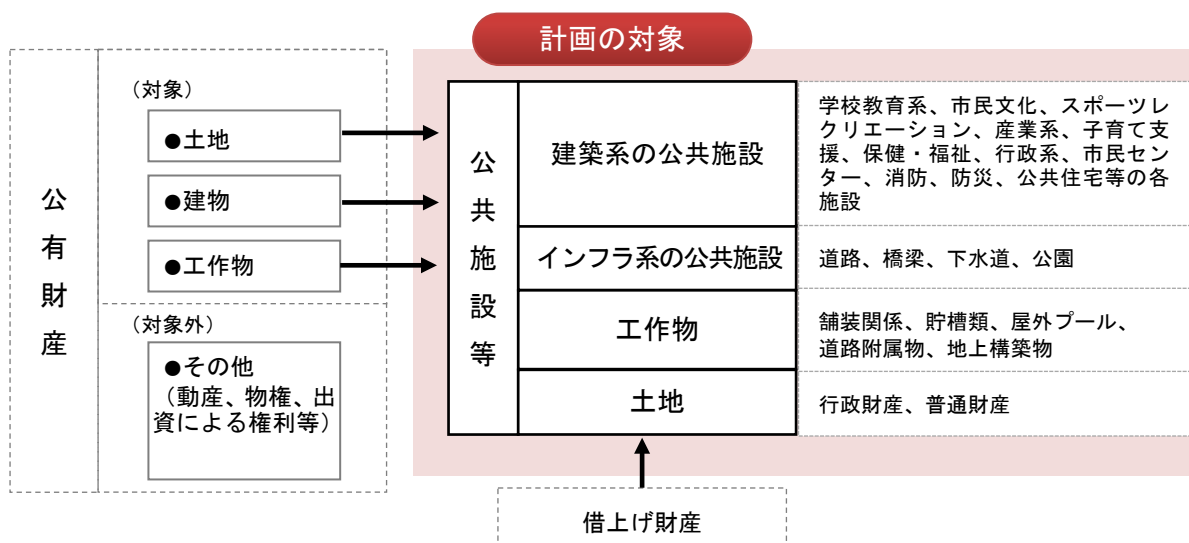


図 1-3 計画の対象範囲

第 1 項 建築系の公共施設

表 1-1 建築系の公共施設の施設類型別延床面積

No	大分類	施設数	延床面積(㎡)	構成比	No	中分類	細分類	グラフ内(図2-1)での区分		
								施設数	延床面積(㎡)	構成比
1	学校教育系施設	19	87,998	60.3%	1	学校	小学校	10	54,360	37.2%
							中学校	5	31,503	21.6%
					2	学校給食センター		4	2,135	1.5%
2	市民文化施設	26	24,332	16.7%	1	集会施設	地区会館 ^(注2)	12	3,364	2.3%
							地区集会所			
					2	社会教育文化施設	図書館	14	20,968	14.4%
							市民会館			
							郷土博物館			
							文化財・文化施設			
							公民館			
その他の社会教育文化施設										
3	スポーツレクリエーション施設	2	5,407	3.7%	1	スポーツ施設	市民プール(更衣室棟)	2	5,407	3.7%
							市民体育館			
4	産業系施設	1	250	0.2%	1	市民農園(ファーマーズセンター)		1	250	0.2%
5	子育て支援施設	19	4,774	3.3%	1	保育園		19	4,774	3.3%
					3	その他子育て支援施設				
						6	保健・福祉施設			
老人集会所										
高齢者ほっと支援センター										
高齢者在宅サービスセンター										
高齢者住宅										
2	障害者施設									
	3	保健施設								
7	行政系施設	5	12,176	8.3%	1	庁舎等	市役所	5	12,176	8.3%
						2	保管倉庫			
					3	リサイクル施設				
8	市民センター	6	1,383	0.9%	1	市民センター(複合施設の共用部分)		6	1,383	0.9%
9	消防施設	7	578	0.4%	1	消防団詰所		28	905	0.6%
10	防災施設	21	327	0.2%	1	備蓄倉庫				
					2	備蓄コンテナ				
11	公共住宅	4	694	0.5%	1	市営住宅		4	694	0.5%
12	都市公園	2	229	0.2%	1	その他公園施設	公園内施設(管理棟、管理事務所)	29	1,518	1.0%
13	公衆衛生施設	22	301	0.2%	1	公園内便所				
					2	公衆便所				
14	駅前広場	2	123	0.1%	1	駅前広場(東大和市駅・玉川上水駅)				
15	その他	3	865	0.6%	1	その他				
合計		154	145,942	100.0%		合計		154	145,942	100.0%

- (注 1) さわやか教育相談室の面積は、第三小学校の面積に含みます。(平成 27 年度末)
- (注 2) 公民館と共用している地区会館(2 か所)の面積は、公民館の面積に含みます。
- (注 3) 運動施設(1 か所)、ゲートボール場(3 か所)、多目的広場(1 か所)市民広場(1 か所)、レクリエーション施設(2 か所)、市民農園(3 か所)、自転車等駐車場(5 か所)は、建物延床面積を持たないため掲載していません。
- (注 4) 本表は平成 27 年度末で整理しているため、平成 28 年度中に竣工した新たな学校給食センター、また、みのり福祉園及びのぞみ集会所の平成 28 年度中における用途廃止は、反映していません。
- (注 5) 面積は本計画策定にあたって整理しており、付属施設の扱い等の違いから財産に関する調書における値と一致しない箇所があります。

第2項 インフラ系の公共施設

表 1-2 インフラ系の公共施設

対象施設		施設数	施設規模
道路	認定	1,249 路線	延長 約 210km
	認定外	336 路線	延長 約 12km
橋梁		55 橋	延長 約 617m
下水道		—	延長 約 240 km
公園	都市公園	96 施設	約 307,000 m ²
	こども広場	18 施設	約 23,600 m ²

(平成 27 年度末)

(注) 道路（認定）は、道路法により市が管理する道路（市道）です。道路（認定外）は、道路法によるものではありませんが市が管理する道路です。

第3項 工作物

表 1-3 工作物

分 類	細分類
舗装関係	駐車場舗装、テニスコート
貯槽類	雨水貯留槽、貯水槽
屋外プール	プール(小・中学校プール、市民プール)
道路附属物	街路灯(防犯灯)、反射鏡(カーブミラー)、交差点ブロック等
地上構築物	ナイター設備、公園遊具等、防犯塔(看板)、慰霊塔、モニュメント、石碑、ベンチ、防災無線、標識・看板

(平成 27 年度末)

(注) 公園遊具等については、公園（インフラ系の公共施設）に含めて扱っています。

第4項 土地

表 1-4 土地

分 類	面積
行 政 財 産	507,809.76 m ²
普 通 財 産	16,771.29 m ²
合 計	524,581.05 m ²

出典：財産に関する調書（平成 27 年度末）